

## 監事監査報告書

社会福祉法人 日本原荘  
理事長 福原昌弘 殿

私たち監事は、社会福祉法人日本原荘の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの理事の業務執行状況及び財産の状況について監査をいたしました。

- 1、事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 2、財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 3、貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 4、資金収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 5、事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業活動の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上、平成26年度の社会福祉法人日本原荘の事業報告書・財産目録・貸借対照表・資金収支計算書及び事業活動収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適性と認めます。

平成27年5月21日

監事 竹内賢次 氏 印

監事 小川洋一 氏 印

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

社会福祉法人日本原荘  
理事長 福原昌弘 殿

小川洋一公認会計士事務所

公認会計士 小川洋一



私は、社会福祉法人日本原荘の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年会計年度の財務諸表、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む）、貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む）、及び財務諸表に対する注記並びに付属明細書並びに財産目録（以下「財務諸表等」という）について監査を行った。

### 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められた社会福祉法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められた社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人日本原荘の平成26年会計年度の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

社会福祉法人日本原荘と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上